

# ご存じですか？ 障がい福祉サービス

市では障害者自立支援法のもと、障がい福祉サービスの給付を行なっています。ここではサービスの種類を紹介するとともに、障がいのある人に対する相談事業等についてお知らせします。

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班 (西合志庁舎) ☎242-1149

**自立支援給付** ※各種サービス利用の場合は申請が必要です。支給要件や利用者負担があります。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行ないます。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行ないます。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行ないます。
	児童デイサービス	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行ないます。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話を行ないます。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行なうとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
訓練等給付	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
	共同生活介護(ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行ないます。
	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
	就労継続支援(A型=雇用型、B型=非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行ないます。
	共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行なう住居で、相談や日常生活上の援助を行ないます。

**地域生活支援事業** ※各種サービス利用の場合は申請が必要です。支給要件や利用者負担があります。

地域生活支援事業	地域活動支援センター(委託事業)※申請不要	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行なう施設です。
	日中一時支援事業	福祉施設等で一時的な預かり(日帰り)をします。
	福祉ホーム ※直接事業所に申請	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行ないます。
	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	訪問入浴サービス事業	ご自宅に訪問し入浴支援を行ないます。
	コミュニケーション支援事業 ※直接事業所に申請	聴覚障がい者等のために手話通訳者等の派遣を行ないます。
	日常生活用具給付等事業	特殊ベッド・手すり等の福祉用具を給付・レンタルします。
	自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得および自動車の改造に要する経費の一部を助成します。
	相談支援事業 ※相談は「無料」です。	専門スタッフが各種相談、情報提供、専門機関等への紹介を行ないます。 ○合志市障がい者相談支援センター ※きくよう地域生活支援センターより派遣 ☎234-9500 ○きくよう地域生活支援センター ☎232-8518 ○コミュニティはうす明日 ☎0968-25-6601 ○障がい者相談センター ☎227-7010 ○大津町障害者相談支援センター ☎292-0114

## オストメイト対応トイレ 設置しました

市では、国からの「障害者自立支援対策臨時特例交付金」を受けて、ヴィーブル1階多目的トイレに、オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)対応トイレを設置しました。

また、市の施設では須屋市民センターにも設置しています。

●問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班(西合志庁舎) ☎242-1149



須屋市民センター



ヴィーブル1階 多目的トイレ

### 障害児福祉手当

在宅で重度の障がいを持つ人に支給されます。要件などは次のとおりです。

#### ●障害児福祉手当

(月額14,380円)  
身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の児童に支給されます。

#### ●特別障害者手当

(月額26,440円)  
身体または知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常に特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給されます。

※各手当には所得制限があります。

また、施設などに入所している人、病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院している人には支給されません。

#### ●問い合わせ先

福祉課 障がい福祉班  
(西合志庁舎)  
☎(242)1149

### 特別児童扶養手当

心身に一定以上の障がいのある20歳未満の児童を養育する人に、障がいの程度に応じ、特別児童扶養手当が支給されます。

#### ●特別児童扶養手当

1級/月額50,750円  
2級/月額33,800円  
※手当には所得制限があります。

また、対象となる児童が、児童福祉施設などに入所している場合は支給されません。

#### ●問い合わせ先

福祉課 障がい福祉班  
(西合志庁舎)  
☎(242)1149  
県菊池福祉事務所  
☎0968(25)0689

